

【指定通所支援】 条例案における各条の区分

指定通所支援	1 法第 21 条の 5 の 19 第 1 項の規定により、 <b>指定通所支援に従事する従業者及びその員数</b> について都道府県が条例を定めるに当たって <b>従うべき基準</b>	第 6 条（従業者の員数）【児童発達支援】 第 7 条（従業者の員数）【児童発達支援センター】 第 8 条（管理者） 第 9 条第 2 項（従たる事業所を設置する場合における特例） 第 31 条第 4 項（指導、訓練等） 第 68 条（従業者の員数）【医療型児童発達支援】 第 79 条（従業者の員数）【放課後等デイサービス】 第 91 条（従業者の員数）【居宅訪問型児童発達支援】 第 99 条（従業者の員数）【保育所等訪問支援】 第 103 条（従業者の員数に関する特例）【多機能型事業所】
	2 法第 21 条の 5 の 19 第 2 項の規定により、 <b>指定通所支援の事業に係る居室及び病室の床面積その他指定通所支援の事業の設備に関する事項</b> について都道府県が条例を定めるに当たって <b>従うべき基準</b>	第 11 条第 1 項（設備）【指導訓練室及び遊戯室の設置（児童発達支援センター）】 第 11 条第 2 項第 1 号ロ及び第 2 号（設備）【指導訓練室及び遊戯室の床面積（児童発達支援センター）】 第 70 条第 1 項第 1 号（設備）【診療所として必要とされる設備の設置（医療型児童発達支援）】
	3 法第 21 条の 5 の 19 第 2 項の規定により、 <b>指定通所支援の事業の運営に関する事項</b> について都道府県が条例を定めるに当たって <b>従うべき基準</b>	第 13 条（内容及び手続の説明及び同意） 第 15 条（提供拒否の禁止） 第 45 条（身体拘束等の禁止） 第 46 条（虐待等の禁止） 第 47 条（懲戒に係る権限の濫用禁止） 第 48 条（秘密保持等） 第 53 条（事故発生時の対応）
	4 法第 21 条の 5 の 19 第 2 項の規定により、 <b>指定通所支援の事業に係る利用定員</b> について都道府県が条例を定めるに当たって <b>標準とすべき基準</b>	第 12 条（利用定員）【児童発達支援】 第 71 条（利用定員）【医療型児童発達支援】 第 82 条（利用定員）【放課後等デイサービス】 第 105 条（利用定員）【多機能型事業所】
	5 法第 21 条の 5 の 4 第 1 項第 2 号、法第 21 条の 5 の 17 第 1 項又は法第 21 条の 5 の 19 第 1 項若しくは第 2 項の規定により、 <b>上記以外の事項</b> について都道府県が条例を定めるに当たって <b>参酌すべき基準</b>	この省令に定める基準のうち、従うべき、標準とすべき基準以外のもの。 第 1 条から第 5 条、第 9 条第 1 項、第 10 条、 第 11 条第 1 項（指導訓練室及び遊戯室に係る部分を除く。）、 第 11 条第 2 項第 1 号イ、第 14 条、第 16 条から第 30 条、 第 31 条第 1 項から第 3 項及び第 5 項、 第 32 条から第 44 条、第 49 条から第 52 条、 第 54 条及び第 55 条、第 56 条第 2 号、第 57 条第 3 号、 第 58 条第 1 号及び第 5 号、第 61 条、第 64 条第 2 号、 第 65 条第 1 号及び第 3 号、第 66 条第 1 号及び第 3 号、第 67 条、 第 70 条第 1 項第 1 号（病室に係る部分を除く。）、 第 70 条第 1 項第 2 号及び第 3 号、第 70 条第 2 項及び第 3 項、 第 72 条から第 76 条、第 78 条、第 81 条、第 83 条、第 87 条、 第 90 条、第 93 条から第 96 条、第 98 条、第 101 条、第 104 条

※（ ）は各条の見出し【 】は必要に応じてその内容の補足

基準該当通所支援	一 法第21条の5の4第1項第2号の規定により、 <b>基準該当通所支援に従事する従業者及びその員数</b> について都道府県（地方自治法第252条の19第1項の指定都市及び法第59条の4第1項の児童相談所設置市を含む。以下同じ。）が条例を定めるに当たって <b>従うべき基準</b>	第8条（管理者） 第31条第4項（指導、訓練等） 第60条（従業者の員数）【基準該当児童発達支援】 第64条第1号（指定生活介護事業所に関する特例）【従業者の員数】 第65条第2号（指定通所介護事業所等に関する特例）【従業者の員数】 第66条第4号（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）【従業者の員数】 第86条（従業者の員数）【基準該当放課後等デイサービス】
	二 法第21条の5の4第1項第2号の規定により、 <b>基準該当通所支援の事業の運営に関する事項</b> について都道府県が条例を定めるに当たって <b>従うべき基準</b>	第13条（内容及び手続の説明及び同意） 第15条（提供拒否の禁止） 第45条（身体拘束等の禁止） 第46条（虐待等の禁止） 第48条（秘密保持等） 第53条（事故発生時の対応）
	三 法第21条の5の4第1項第2号の規定により、 <b>基準該当通所支援の事業に係る利用定員</b> について都道府県が条例を定めるに当たって <b>標準とすべき基準</b>	第62条（利用定員）【基準該当児童発達支援】 第66条第2号（指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例）【利用定員】 第82条（利用定員）【放課後等デイサービス】 第88条（利用定員）【基準該当放課後等デイサービス】
共生型通所支援	四 法第21条の5の17第1項第1号の規定により、同条第2項第1号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって <b>従うべき基準</b>	第8条（管理者） 第9条第2項（従たる事業所を設置する場合における特例） 第31条第4項（指導、訓練等） 第56条第1号（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）【従業者の員数】 第57条第2号（共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）【従業者の員数】 第58条第4号（共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）【従業者の員数】
	五 法第21条の5の17第1項第2号の規定により、同条第2項第2号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって <b>従うべき基準</b>	第57条第1号（共生型児童発達し絵の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）【食堂及び機能訓練室の床面積】 第58条第3号（共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）【居間及び食堂の床面積】
	六 法第21条の5の17第1項第2号の規定により、同条第2項第3号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって <b>従うべき基準</b>	第13条（内容及び手続の説明及び同意） 第15条（提供拒否の禁止） 第45条（身体拘束等の禁止） 第46条（虐待等の禁止） 第47条（懲戒に係る権限の濫用禁止） 第48条（秘密保持等） 第53条（事故発生時の対応）
	七 法第21条の5の17第1項第2号の規定により、同条第2項第4号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって <b>標準とすべき基準</b>	第58条第2号（共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）【利用定員】

○基準該当通所支援とは（法第21条の5の4第1項第2号）

都道府県の定める基準を満たすと市が認める場合において、県の指定を受けずに児童発達支援や放課後等デイサービスの支援を行うことができる仕組み。主に地方等において社会資源が不足している地域において、**市町村の判断に基づき実施**。給付されるのは**特例障害児通所給付費**。

○共生型通所支援とは（基準省令第2条第11号）

地域共生社会の実現に向けた取組として、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉それぞれに共生型サービスを**制度化**。（H30.4月～）（介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けた事業所がもう一方の制度における指定を受けやすくする。）原則として、高齢者と障害児者が同時時間帯にサービス提供を受ける必要がある。